

# 総務市民常任委員会会議録

[令和5年6月定例会]

福岡県筑紫野市議会

# 筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和5年6月20日(火)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	議案第39号	筑紫野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民課	4
	所管事務報告	まごころ駐車場来庁者の対応について	管財課	8
	所管事務調査	小学生の交通安全教室について	危機管理課	13
	所管事務報告	地域公共交通計画策定事業について	企画政策課	21
	所管事務調査	マイナンバーカード情報の紐付けについて	企画政策課	28
	所管事務調査	筑紫女学園大学及び明治安田生命保険相互会社との連携協定の状況について	企画政策課	34
	所管事務調査	筑紫野市特定事業主行動計画の進捗状況について	人事課	39

令和5年第4回（6月）筑紫野市議会定例会  
総務市民常任委員会

○日 時

令和5年6月20日（火）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	八尋一男	副委員長	白石卓也
委員	上村和男	委員	高原良視
委員	山本加奈子	委員	佐々木忠孝
委員	赤司祥一		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（10名）

議員	西村和子	議員	坂口勝彦
議員	原口政信	議員	古賀新悟
議員	吉村陽一	議員	宮崎吉弘
議員	段下季一郎	議員	辻本美恵子
議員	城健二	議員	前田倫宏

○一般傍聴者（1名）

○出席説明員（13名）

企画政策部長	宗貞繁昭	企画政策課長	中尾泰明
企画政策担当係長	齊田誠	デジタル政策担当係長	力武晋平
人事課長	永田貴也	人事担当係長	中村淳二
総務部長	嵯峨栄二	管財課長	永利俊美
管財担当係長	永田裕二	危機管理課長	中村昭治
生活安全・防犯担当係長	結城哲雄	市民課長	江中誠
整備担当係長	半田あかり		

○出席事務局職員（3名）

局長	荒金達	課長	大久保泰輔
----	-----	----	-------

主 查 阿 部 早 苗

開会 午前10時00分

○委員長（八尋一男君） 皆様、おはようございます。定刻前ではございますが、総務市民常任委員会を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、本常任委員会に市長がお見えですので御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○市長（平井一三君） 皆さんおはようございます。総務市民委員会の八尋委員長、白石副委員長はじめ委員各位におかれましては、日頃から議案の審査等に活発な議論を賜り、深く感謝を申し上げます。

本日は、今定例会の総務市民委員会に条例1件の議案の審査等をお願いしております。よろしく御審議の上、御可決賜りますようによりしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

市長はここで公務のため退席されます。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

傍聴の件をお諮りいたします。

10名の議員が傍聴に出席していますので、先に報告をしておきます。

続いて、本常任委員会に一般市民の方1名より傍聴の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

---

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

皆さんに念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件についてほか3件を予定しておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、議案第39号、筑紫野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

いつもですと、市民生活部長の杉村部長から御挨拶をいただくところでございますが、欠席のため省略いたします。

それでは、審議を開催いたします。執行部から説明をお願いします。

課長。

○市民課長（江中誠君） 皆さんおはようございます。市民課長の江中でございます。

出席職員を紹介させていただきます。

整備担当係長の半田でございます。

○整備担当係長（半田あかり君） 半田です。よろしくお願いいたします。

○市民課長（江中誠君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願いたします。

課長。

○市民課長（江中誠君） それでは、議案第39号、筑紫野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。議案書は8ページ、9ページとなりますが、提案内容補足説明書にて説明をさせていただきます。

提案内容補足説明書の1ページをお開きください。

今回の条例改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、スマートフォンを利用した公的個人認証サービスが開始されるため、本条例で規定する多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付申請に関し所要の改正を行うものでございます。

もう少し詳しく説明させていただきますと、法律の改正によりまして、5月11日からアンドロイドスマートフォンにマイナンバーカードの機能が搭載できるようになっております。現在のコンビニ交付サービスでは、マイナンバーカードを利用することでコンビニ等に設置されている多機能端末機で印鑑登録証明書などの証明書を取得することができますが、これに加えて、マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンでも証明書を取得できるようにするため、条例を改正するものでございます。

なお、スマートフォンを利用したコンビニ交付サービスにつきましては、全国的にまだ開始日が決定しておりませんので、施行期日につきましては規則で定める日としておりまして、開始日が決まり次第、開始日を規則で定めて実施する予定としております。

説明は以上になります。御審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

質疑のある方はございませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 詳しい説明ありがとうございます。今アンドロイドというふうに使われたんですけども、 아이폰とかはまだ分からないということでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○市民課長（江中 誠君） 아이폰につきましては、まだ国のほうで時期は未定ということでは発表されております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 二つありまして、一つは、とかく言われているなりすまじだとか、いろいろな行き違いのようなことが、こういうものを使うと出てきているのが言われていますが、その安全性はどうやって担保されているのかを一つ。うちがこれをやることを通じて安全性はどう担保されているかということです。

もう一つは、実施期日がまだ決まっていないのに条例改正を急ぐ理由は何なのかというのを。実施時期はいつ頃になりそうという想定があるのなら、それがあつたのでこうやって条例改正をしていますという説明をしてくれないと。実施時期はまだ決まていませんという、決まていないのに条例改正だけなぜするのかというふう聞きたくなるようにわざわざそういうふう説明したのかどうかですね。

その2点だけ教えてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○市民課長（江中 誠君） まず1点目、安全性につきましては、現在もなんですが、マイナンバーカードをコンビニの多機能端末機におきまして、御自身で知っている暗証番号、4桁の数字を入力することで取得することができますので、今回スマートフォンに搭載される分につきましても、今のところ暗証番号を入力するか、あとは生体認証でも大丈夫だということで説明はあっておりますが、そちらをすることで証明書が交付できるということで安全性が担保されているところでございます。

あと2点目、実施期日ということですが。こちらは当初国のほうが5月11日からアンドロイド端末に搭載できるということで、それ以降いつ頃実施するかというところがまだはっきり示されておりませんが、今のところ、年内の早いうちに実施をしたいということで国のほうは言われておりますので、この日に開始するというときにすぐできるように、あらかじめ条例を改正させていただきたいということで今回提出させていただいております。

説明は以上になります。

○委員長（八尋一男君） 上村委員、いいですか。

○委員（上村和男君） はい。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今、暗証番号というふうに言われたんですけど、パスワード、これ、3回ぐらい間違えるとロックがかかるというふうになっていると思うんですが、そのときの解除は市役所でできるのでしょうか。

○委員長（八尋一男君） どうぞ。

○市民課長（江中誠君） パスワードですね。利用者証明用電子証明書というもののパスワードは3回連続して間違えるとロックがかかってしまいますが、それにつきましては市役所にお越しいただかないと解除ができないというふうに今のところなっております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかにないですか。

どうぞ、副委員長。

○副委員長（白石卓也君） すみません、ちょっと中身の話なんですが、アンドロイドが



先行しているということで、私の知っている知識では、いわゆるアップル、 아이폰が日本ではかなり普及しているということで、アンドロイドが先行したというのは何か理由があるんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○市民課長（江中誠君） 国のほうでは、まだアップル社との協議が調ってないため、アンドロイドスマートフォンから先行して始めたというふうに説明がされております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにないですか。

私から1点ですけど、今この印鑑登録証がありますよね。これは、今のシステムからいくと、もう必要ないということになるんですか。

課長。

○市民課長（江中誠君） 印鑑登録証につきましては、窓口で申請をするためには、その印鑑登録証の提示が必要になってきます。コンビニエンスストアで取得する場合は、その印鑑登録証は必要なく、マイナンバーカード及び将来的にはスマートフォンで取れるという形になっております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 分かりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第39号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第39号の件を原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

ありがとうございました。所管課入替えのため、しばらく休憩をいたします。

————— . ————— . —————  
休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分  
————— . ————— . —————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題に入ります前に、嵯峨部長がお見えですので御挨拶を頂戴して、その後、職員紹介をいただき、所管事務報告をお願いします。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） おはようございます。総務部、嵯峨と申します。

本日は、総務部から所管事務報告1件、所管事務調査1件、御説明申し上げたいと思っております。

まず管財課から、まごころ駐車場来庁者の対応ということについて御報告をさせていただきたいと思っております。

職員紹介させていただきます。

管財課長の永利です。

○管財課長（永利俊美君） 管財課長の永利です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財担当係長、永田です。

○管財担当係長（永田裕二君） 永田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） よろしく申し上げます。

○委員長（八尋一男君） それでは、課長より駐車場来庁者の対応について御説明をお願いします。

課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、ふくおか・まごころ駐車場来庁者の対応につきまして御説明させていただきます。

それでは、資料1ページをお開きください。ふくおか・まごころ駐車場来庁者の対応についての運用及びインターホンの設置位置でございます。

1、概要についてでございます。ふくおか・まごころ駐車場につきましては、以前は市役所備えつけの車椅子を使用する場合、正面玄関まで車椅子を取りに行き、使用後は元の位置に戻さなければならないため、利用者の移動の負担が大きく、また、介助を必要とする人がいる場合、庁舎内からふくおか・まごころ駐車場等を目視で確認することができな

いため、要介助者、職員双方の迅速な対応が難しい状況となっております。そのため、今回ふくおか・まごころ駐車場にインターホンを設置することで、要介助者等の方が庁舎内まで行くことなく用件を伝えることができ、迅速な対応が可能となります。

2、運用についてでございます。運用につきましては、要介助者等からインターホンで要望があった場合、インターホンにて守衛室に用件を伝え、その後、守衛室から所管課へ連絡を行い、所管課にて対応いたします。

3、運用期間でございます。運用期間は、6月5日からもう運用しております。平日は8時半から17時まで、土曜開庁につきましては9時から12時までの対応となっております。

インターホンの設置位置でございます。位置図につきましては、まずインターホンにつきまして、まごころ駐車場、ポストが近くにありますが、こちらのほうに設置しております。このインターホンを使って、2番の守衛室のほうにつながると、そこから所管課のほうに連絡をして対応していくという形になっております。

今後も引き続き市民の声に耳を傾けながら、庁舎の利便性の向上に努めていきたいと考えております。

以上、管財課からの説明を終わらせていただきます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

御質問のある方はございませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 2点ありまして、今まで何回かもう既に御利用があったのかということと、あと、総合受付とかではなく守衛室に連絡が行くようにした理由が何かあれば教えてください。

○委員長（八尋一男君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） まず、利用者の件数でございますけども、今のところ利用者のほうはまだゼロ件でございます。

総合案内にしなかった理由につきましてはですけど、インターホンの電波が総合案内のほうに届かなかったと。建物がありますのでですね。その代わり守衛室のほうに設置すると電波が届くという形になりましたので、そちらのほうを採用したということになります。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） こういうのを何かいろいろ造るのは悪くはないというふうには思

うんですけども、こういうのを造るときに、関係者の意見を聞いたり、そういうことはありましたかね。あるいは、こういうふうなことを利用するであろう車椅子生活をしている人とかの意見などを聞いて、ここに設置して、この連絡が守衛室に行ってみたいなことも、そういう人たちの意見を聞きながらやったのか。それとも、こうしたほうがいいたろうなということで、所管課で想像力を生かしてこういうふうにしたのか。

私はぜひともこういう利用者の声を聞いていただきたいんです、こういうことをやる時は。聞かれたと思うので、どういうふうに聞かれて、どういう御意見があって、だからそういうものをここにこういうふうにしなさいと。

電波が届かないので守衛室にしましたというと、じゃあ守衛室に障がい者のいろんな状況の人たちに対応できる、そういう人たちがおいでになるんですか。そういう人たちが守衛室に配置されているんですかと、思わず聞きたくなるわけです。利用する側からすると、対応できる人がいないところに連絡してもしょうがないわけです。ある程度こういう人だなというのを分かってくれる人がいないと対応しきれないですよ、これ。

だから、これはこういうふうを整備して始めるにしても、もう一度意見を聞いたり、実際は何件利用されていますかというところはまだ1件もありませんということだから、そうするとそれはなぜかとかいうのも調査して、手直ししていったりするような柔軟な対応が私は必要なんじゃないかなと思って。これは意見ですから。ただ実情としては、こういうときやる時は意見聞いたかというところから、お願いします。

○委員長（八尋一男君） 回答を求めなくていいですか。

○委員（上村和男君） いや、きっと回答したいでしょう。どうやってこういうものを造ったかというのをね。

○委員長（八尋一男君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） こちらのインターホンの設置を検討するに当たりまして、まず、市民の方からのお声ですね、やはり要望が多かったと。総合案内にしる、管財課にしる、まごころ駐車場から遠いと、車椅子も往復しないといけないと、そういった問合せが多ございましたので、何かしらいい方法はないかと内部で検討したところ、インターホンの設置という形を取らせていただきました。

あと1点、守衛室のほうで対応できるかということでございますけども、こちらについても、委託している業者と打合せした上で設置をしているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 今のような回答でしたけど、ほかにございませんか。

○委員（上村和男君） ちょっと待ってよ。守衛室の委託業者と話をしようとしたと。どういう話をしたの。ここには大体どれくらいの人が来そうだと、その前に、車椅子だっ  
て台数が足りない、ちょっと駐車場から遠いとか、そういう声を、実情をお話しになった  
んでしょ。なら、それは市役所を利用する人たちのそういう状況にある人たちの意見は  
聞かれているんだと思うんですよ。では十分だなと、そういうのを聞きながら実行に移  
していき、こういう施設を造るといのは大事な基礎ですから。

ただ、その守衛室の委託業者と話し合っという。できないといたら守衛さん、守衛  
業務を委託できなくなるでしょう、これをやっていただきたいんですけどいって。それ  
は、できますと言うでしょう。できなくてもできますと言いますよ。いや、そういう危険  
があるので、よっぽど気をつけてやってくださいよと。そういう業者の人たちにしてみ  
ると、あなたたちは強い立場ですよ。だから、言われたら、何とかします、じゃあ時々研修  
もしてというふうになるんですよ。ところが、そういう専門の対応をしている人たちじゃ  
ないことだけは確かなんですよ。

まだ、実際に生活福祉課の人たちのほうが、毎日のようにそういう人たちと接していま  
すから、状況も把握できていますし、対応力も能力もあるんだと思いますよ。もう少し専  
門家ですと、もっとあると思うんです。そういう人たちの介護職をやっている人たちとか、  
車椅子の人の介護をしている人たちがそこにはいますとかね。

そんなことなので、利用者がさっきのを聞くと冷たく聞こえるんですよ。冷たい対応な  
んです、それ。業者に言ったら、やりませと云ったと。実際やれるのかなという。1件も  
まだ利用されていないというわけだから。連絡するところが最初に守衛室というのが気が  
かりなんですよ。対応できますというでしょう。だけど、電話するとつないでくれて、生  
活福祉課にぱっとながって、いつも対応してくれる窓口のあの人がというふうになると、  
話しやすいわけですよ。

そういうふうになっているのかどうかというのを含めて、何か利用者の側に立って、市役  
所に訪ねてくる車椅子の方のことを考えて、まあ始まったばかりですから、またそうい  
うのを生かしていただくというように話をしてくださいね。しないと収まりようがないん  
です、これやっぱり。お願いします。

委員長、よろしく、もういいです。

○委員長（八尋一男君） ほかの方、ありませんか。（「まだ質問が」と呼ぶ者あり）

質問がありました。さっきのについてお願いします。

○管財課長（永利俊美君） 先ほどの運用も、まだ日が浅いものですから、また改めて運用しながら、修正していくところはしていき、よりよい利便性の向上に努めてまいりたいと思っております。

○委員長（八尋一男君） ぜひともその方向でお願いします。

○管財課長（永利俊美君） はい。

○委員長（八尋一男君） 質問を続けます。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） すみません、2点。

これ、費用的にはお幾らぐらいかかっているんですか。

○委員長（八尋一男君） それともう1点。

○委員（佐々木忠孝君） もう1点は、電波が届かないということですけど、中継器とか増幅器を挟んで機器的な対応で、先ほど言われましたように直接担当部署につなぐということは無理なんでしょうか。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） まず設置の費用につきましては、約40万ぐらいかかっております。

電波のほうですけども、事前に電波が届くかどうか、中継基地も含んだところで検査をしたんですけども、やはり総合案内まではどうしても中に入ると届かなくなるという形でした。検査はしております。検査をして、どうしてもならなかったので守衛室のほうにしたというところがございます。

○委員（佐々木忠孝君） 分かりました。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 利用者が今、15日ぐらいたってまだゼロということだと思うんですけど、市民の中でこれを求めている方全員がここにできたということを知っているのでしょうかということと、あと、どうやってそれを知る機会。まごころ駐車場制度というので県庁のホームページとかにあるとは思いますが、チラシとかも、それが何か本当に全員に知れ渡っているのか、知る方法はどんなのがあるのかというのを教えてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 実際今、運用を試行錯誤しながらしているところでございますけども、設置についてはホームページ等に掲載したいと思っているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今、ホームページとおっしゃったんですけど、やっぱり使われる方、身体障がい者の方の団体さんだとか障がいの任意団体さんとかありますよね。ああいうところにきちんと連絡をしたほうがいいんじゃないかなと思いますけど。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 御意見として参考にさせていただきます。

○委員長（八尋一男君） ほかにないですか。

○委員（佐々木忠孝君） 先ほど、中継機器で総合案内までは届くと。届かない。

○委員長（八尋一男君） 届かない。

○委員（佐々木忠孝君） 分かりました。結構です。

○管財課長（永利俊美君） 正面玄関のところまでです。庁舎の中に入ったらもう聞こえないと。

○委員（佐々木忠孝君） 分かりました。すみません。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質問を打ち切ります。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

---

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

それでは、小学生の交通安全教室についてですが、部長から紹介をいただき、それに入りたいと思います。

どうぞ、部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは引き続き、危機管理課から小学生の交通安全教室について、所管事務調査ということで御説明させていただきたいと思います。

危機管理課長の中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 危機管理課長の中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 生活安全・防犯担当係長の結城です。

○生活安全・防犯担当係長（結城哲雄君） 生活安全・防犯担当係長、結城と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） よろしく申し上げます。

○委員長（八尋一男君） よろしく申し上げます。

それでは、小学生の交通安全教室について、危機管理課長の中村課長から説明をお願いします。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 小学生の交通安全教室について説明をさせていただきます。資料の1ページを御覧ください。

初めに、小学校における交通安全教室の実施状況についてでございます。筑紫野市市立の小学校11校で実施をしており、対象となっている1年生につきましては、横断歩道の渡り方、信号機の見方、踏切の渡り方、交通ルールの学習、4年生につきましては、自転車の乗り方、点検の仕方、交通ルールの学習を行っております。

続きまして、2交通安全教室用機材の保有状況についてでございます。筑紫地区5市の保有状況を表として記載しております。本市における機材の保有はございませんが、機材については、筑紫野警察署、交通安全協会が所有している物と、県交通安全協会から信号機を借用し、対応していただいている状況でございます。ほか筑紫地区4市の保有状況につきましては、表に記載しているとおりでございます。

なお、筑紫地区5市で、ユーチューブなどを活用した交通安全教室の事例はございませんでした。

説明については以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 執行部から報告を受けましたが、質問のある方、質疑のある方はおられませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） なぜ筑紫野市は近隣市と比べても機材は保有されていないのか。先ほどの課長の説明では、筑紫野市安全協会が保有しているというふうに言っていたのですが、そこから借りてきてやっていると言いましたが、私がお聞きしたところによりますと、



筑紫野警察署にある機材は故障してしまっていて使えない、だから県から交通安全協会の事務局長が借りに行行って使用しているというお話を聞かせていただきました。ただ、その交通安全協会の事務局長が、課長も御存じだと思うんですけど、ぜひ筑紫野市としてもこういう機材を整備していただくようお願いしますというお話があったやに聞いておりますので、ぜひそういうことを。100万円ちょっとの値段だと聞いています。課長も御存じだと思う、そういう話はもうあつてますので。

子どもが交通事故で亡くなつたりというのは、ここ3年でもあつたと思うんですね。けがするのはよくありますけど。二日市八幡宮のあの交差点の旧3号線を、渋滞しているときに渡つていて車にはねられて亡くなつたことを覚えていますので、そこに行つてみて、ここで亡くなつたんだなというふうに思うと、本当にやっぱり気をつけてという。交通安全教室がもう少し充実していればその子は死ななくて済んだのかなというふうに、そのときは思われました。大人の責任ですから。子どもが一人死ぬと100万円と比べるとどうなるのかなというふうに、あんまりそういう世知辛い話はしたくないんですけど、もう少し子どもの安全のために少しは金を使つても。

課長は使いたいでしょうけど、財政課がうんと言わんのかもしれないので、ここでそういう議論があつたということだけは記録にとどめておいていただいて、ぜひ課長が頑張つて、財政課長とどげんかと。命と100万円とどっちが大事だというふうな議論が議会でもう既に起こつていると。

まちなかでは起こつているんですよ、もう。よそにこういうふうにあると。よそはこういう機材を市が単独で持つているというふうに知っているわけですから。保護者とかPTAとかは早いんですよ、情報が。そうすると、みんな知つていて何やつてんだと言われてしまうので。あなたたちが言われるだけじゃない、私も言われるんですよ。議員がぼうつとしてるからでしょうとね。こういう声を本当にちゃんと議会で言つているんですかと、執行部に伝えているんですかと。伝えても、やらなければどうするのかということになりますので。

必要なら、部長、予算は後で審査しますから、必要ならみんなで相談して組替え動議を出して100万円ぐらいつくりますかというお話になってしまうので、そういうふうに言われる前に頑張つてくださいよというね。財政課長と殴り合いまでするとは、課長、言いませんので、真剣に話し合つてやれるようにしてくださいよ。

でないと、太宰府市は自分のところの機材を使って子どもたちがやつている、しかし筑

紫野はよそから借りてきているんだからなかなか大変なんですよという話を聞かされる。そうすると、何かけちねというね。いや、けちじゃないんですよ、無駄遣いをしないようにだ。無駄遣いはしてはいけないんですけど、無駄遣いと思っているのかどうかということなんですよ。

だから何度も強調するのはそこですから、ぜひ、しつこいようですけど、この間安全協会まで行って話をよく聞いてきましたら、今度はちゃんとしてくださいよと言われていきますので、委員長、よろしくお願いします。

○委員長（八尋一男君） はい。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 今、上村委員からおっしゃられました内容については、私のほうも交通安全協会等から確認を取らせていただいております。資機材等についての市の保有状況が、ない状況であるということは私も確認しておりますので、所管といたしましては前向きに取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

部長、コメントありませんか。部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 今、課長が申しましたように、検討は進めていきたいというふうには思っております。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。前向きな答弁と受け止めます。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） この場では間違いなのかなと、ちょっと違うよと言われるかもしれないんですけども、この小学校の交通安全というところで、ヘルメットですね。

これ、まだ義務ではないんですけど、いずれ義務化されると思っているんですけども、こういったものに対する補助ですね。こういったものを、部とか市で検討というのはもうされているんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 自転車に乗るときのヘルメットの着用については、全年齢を対象として努力義務化されております。そういった状況を踏まえて、今、補助の制度

をどう考えているかということですが、現時点においては補助制度の検討等については行っていない状況でございます。

なお、他市の動向等も踏まえながら、きちんと、必要があれば検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

佐々木委員、いいですか。どうぞ。

○委員（佐々木忠孝君） 決まってからやるということと、事前にそういった検討から始めてすぐやるというのでは、タイミングとスピード感が違ってくると思うので、私個人としては事前の検討もぜひやっていただきたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 今のは意見としていいですか。それとも回答を求めますか。

○委員（佐々木忠孝君） 回答を求めます。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 御意見としてお伺いさせていただきます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 筑紫野市だけがさっき未保有ということで、ほかのところが持っている。そのほかのところ、持っているところとうちは、子どもたちへの学習の機会は差があるのか。保有しているところは例えば年に3回ぐらいしているとか、うちは1回しかしてないとか。保有してないことよって、その借用状況とか、借りる借りない、11校ありますので、差があるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 保有の状況によって教室の開催に差があるのかという御質問ですが、詳細な確認を取っておりませんが、そういったことはないであろうと。1校につき必ず1年に1回、1年生、4年生を対象に筑紫野市においては必ずやっておりますので。他市が例えば2回やっているのかどうかというのは、すみません、確認取っておりませんのでお答えすることができません。申し訳ございません。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） さっき前向きな答弁をされたときに、もし保有しているところが回数が1回ぐらい多いとかいうことであれば、やっぱり子どもたちの命を守るというところでは非常に大事だと思いますので、ちょっと確認をしていただければいいなと今思い

ますので、よろしく申し上げます。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 委員会終了後、また筑紫地区の状況を確認をさせていただきます。

○委員（山本加奈子君） お願いします。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 調べてみますなんていうことは、もうずっと前にやっていなければいけないことでしょう。それを今さら調べますとは。開催の日時を、ゆとりがないからいろいろ大変だと聞いているでしょう。持っているところだから簡単にしやすいんですよ。よそから、県から借りてくると、ほかのところもあるからなかなか大変だという実情を聞いているでしょう。今から調べますなんてことを言われると、あなた、何言っているんですかというふうになってしまうでしょう。

現場でやっている学校とか、それから交通安全協会の人はそのを待っているわけですよ、大変なんで。そういう実情をあなたは知っていて、これから調べますなんていうと、何調べるといふ。ちゃんと調べてなかった自分のことを調べるのかと、どっちなんだということになるよ。どれぐらい前ですか、あなたがこういう実情知ったのは。答弁はもう少し真摯にやってくださいよ。ごまかそうなどと言われるともう、何言っているんだという。私だって、温厚な上村さんでさえ、声が大きくなってしまいますよ、それは。

あなたともお話ししたのはいつでしたというね。もう交通安全協会の事務局長とあなたがお話しになってから、電話か何かでやったときはいつでしたかというね。連絡取り合っているのはあったはずですから。そして私は山口小学校で交通安全教室があったので見に行きましたよ。来ていましたよ、交通安全協会の人。指導に当たっていましたよ。申し訳ないなと思ったので。来てくれたんですねと、交通安全協会の人が見に来てくれたんですねと言ってくれましたけども。

やっぱり、もう少し真摯に取り組んでいただかないと、私たちが何調査してもしようがないのかなというね。議会は何やっているんだというふうにもた言われてしまうので、必要ならば私は予算委員会でもう1回議論し直してもいいですから、そのほうがいいんだら、そうしてくださいと言ってください、執行部が。まだ正式に議論する余地がありますから、予算ですから。予算を組んでないとすれば、なぜ組まないのかとって議論すればいいことですから。あなたたちが努力すると言っているから、もうそれはせんでいいだ

ろうというふうにしているわけですよ。ここはもう事務事業調査ですからね。

しっかり一般会計の予算も審査済みですが、そこでやり直せと言っているなら、やりま  
すよ。そういう返事なんですよ、今のは。今から調査するとか何かいうのは。調査した結  
果、予算もつけてないなら何でだというふうになるでしょう。

私は、あんまりなんでこう言っているの、課長はもう答えんでいいから、部長が責任  
取ってくださいよ、これ。

○委員長（八尋一男君） 上村委員がしっかりと今現状を説明されて、そして執行部の前  
向きな答弁をいただきましたけども、再度部長のほうから答弁をいただきたいと思いま  
す。  
部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 小学校における状況につきましては、市内必ず年1回という  
ことでやっております。他団体の状況が多少確認が漏れていたというところではございま  
す。しっかり、他市では機材等御自分のところで所有されて、それで対応されているとい  
うところもございますので、こちらもしっかり交通安全協会等と筑紫野警察署含めて協議  
しながら、そういった機材をそろえていくことができるように検討してまいりたいという  
ふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

副委員長。

○副委員長（白石卓也君） 今に関連してですけど、いわゆる交通安全の教室の実施状  
況を追加資料で、他近隣市の実施状況を追加資料として出していただくということはでき  
ませんか。

○委員長（八尋一男君） それは、委員会終わって後ほどという形でいいですか。

○副委員長（白石卓也君） いや、できる範囲で結構です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 他市の状況を確認次第、速やかに提出をさせていただき  
たいと考えております。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ちょっと一つ御質問ですけど、この表の中で筑紫野市は信号機だけが県の交通安全協会より借用と書かれていて、標識に関しては記載がないんですけれども、筑紫野市でこの教室をやるときは、信号機は借りて標識は使わずにされているんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 標識につきましては、筑紫野警察署が保有しているものを使用しながら、教室の開催を行っておる状況です。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ということは、特にほかの市の教室とクオリティーの差みたいなのは特になく、同じように全機材はそろっているということですか。まあちょっと太宰府は横断歩道シートという雨天時のやつが追加である、ここら辺りはプラスアルファだとは思いますが、最低限行える部分でということでは同じようなクオリティーでされているということでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） まず横断歩道マットについても筑紫野警察署が保有しているものを使用しているというふうになっております。

クオリティーについては、資機材等をきちんと準備しながら、警察署、交通安全協会の皆様が実施していただいておりますものと認識をしております。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ありがとうございます。ちょっとこの資料が今後使われるかわからないんですけど、それであれば、標識だったりも借用みたいな感じで比較できるように資料を作っていただければと思います。意見です。

○委員長（八尋一男君） よろしいですね。中村課長、今の要望はいいですね。

○危機管理課長（中村昭治君） はい。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ありがとうございました。所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————  
休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

宗貞部長がお見えですので御挨拶をいただいて、職員紹介、そして所管事務調査に入りたいと思います。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） お疲れさまです。企画政策部の宗貞でございます。

本日は、企画政策部の報告1件、調査3件、合計4件御説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

企画政策課課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしく願います。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課デジタル政策担当係長の力武でございます。

○デジタル政策担当係長（力武晋平君） 力武です。よろしく願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課企画政策担当係長の齊田でございます。

○企画政策担当係長（齊田誠君） 齊田です。よろしく願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしく願います。

それでは、地域公共交通計画策定事業について、執行部より説明願います。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、地域公共交通計画策定事業について御説明を申し上げます。

3月議会で一部御説明申し上げた内容と重複する部分があるやもしれませんが、御容赦をいただきたいと思います。

まず概要でございますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、国が定める基本方針に即して地域にとって望ましい旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通計画を策定することが地方公共団体の努力義務として位置づけられたところでございます。

また、この法改正に併せてでございますが、国が乗合バス事業者等に対して交付する補助金については、当該乗合バスの沿線自治体が策定する地域公共交通計画に当該乗合バス

路線の必要性が明記されていることなどが、令和6年までは経過措置が設けられてはおりますが要件とされておりますので、速やかに地域公共交通計画策定事業に取り組みたいというものでございます。

次に策定スケジュールでございます。3月議会でこの策定事業の概要について報告をさせていただきました後に、第1回目の地域公共交通会議を開きまして、会議のほうでも計画策定の取組をスタートしたところでございます。その後、4月から5月にかけて、データ集計や図表作成などを行う支援事業者をプロポーザルにより選定をしたというところでございます。

そして7月以降でございますが、本日御説明申し上げます地域懇談会、アンケート調査により市民のニーズを把握した上で、交通会議で協議を重ねながら課題の抽出、対応策の検討を進め、計画案を策定してまいりたいと考えております。そしてこの計画案について、パブリックコメントで市民の御意見を伺いながら、いただいた御意見を踏まえて計画案を修正しつつ、最終的には年度末をめぐり交通計画を決定してまいりたいというスケジュールで今動いているところでございます。

次に、直近で予定しております主な取組、具体的には市民の意見を反映するための取組について御説明を申し上げます。

まず1点目でございますが、コミュニティ懇談会でございます。地域住民の日常移動、地域公共交通に関する問題、ニーズや利用意向を詳細に把握するとともに、望ましい地域公共交通体系や維持存続、利用促進のための取組の方向性を地域で考える場を創出することを狙いといたしまして、ワークショップ形式で懇談会を開催したいというものでございます。

次に2点目でございます。アンケート調査でございます。市民の日常移動や地域公共交通の利用実態、ニーズを把握するため、郵送またはインターネットによりアンケート調査を行うというものでございます。

そして3点目でございます。実態調査でございます。市内の公共交通の利用者の利用特性やニーズを把握するため、調査員が車内に乗り込み、アンケート（ヒアリング）調査を行うというものでございます。

次にページをめくっていただきまして、参考資料の御説明を申し上げます。

まずは参考資料1、地域公共交通計画の概要でございます。地域公共交通計画でございますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体が作成する



地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランとして策定することが求められているというものでございます。

左側部分でございますが、計画のポイントといたしましては、まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等々を図っていくために、下側でございますが、利用者数、収支、行政負担額等のデータを活用しながら計画を策定していくというものでございます。

次に、下側、参考資料2、コミュニティ懇談会のイメージでございます。イメージ写真として、以前実施をしたワークショップの様子などを掲載しておりますが、市民の移動に関するニーズや課題等を、懇談会を通して把握してまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 主な取組のところで、コミュニティ懇談会、アンケートが、このスケジュールでは7月から8月となっているんですけども、開催日時とかはもう来月ですけど決定しているのかということと、懇談会参加者の想定している人数、またそのアンケートの実施人数、郵送とインターネット別で、分かれば教えてください。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず懇談会の日時、そして参加者数でございますけれども、今の段階で日時等は確定しておらず、今後地域コミュニティと調整をして開催日時等決定してまいりたいと考えております。

また、参加者数も同様に各地域と協議をして調整する必要がある部分かと考えておりますが、市といたしましてはやはり交通弱者の方のニーズを拾い上げることが非常に大きな課題だというふうに考えておりますので、地域コミュニティに御依頼申し上げる際には、例えば各コミュニティ運営協議会の健康福祉部会の皆様であったり民生委員さん、そういう地域の実情をよく御存じの方に御参画いただけるよう、呼びかけをさせていただきたいと考えております。

次に、アンケート調査でございますけれども、まさにアンケートをこれから取るところでございますので、最終的な回答数はちょっと何とも申し上げにくいところですが、対象

者といたしましては、郵送、インターネット合わせて3,000人を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

よろしいですか。山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

じゃあまた別なんですけど、実態調査の対象路線、区間はどこで、調査員は何人で、何日何時間ぐらいされるのかというふうなことをお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 実態調査の路線でございますけれども、市といたしましては市内の全路線を想定しておりますが、この路線のうち西日本鉄道が運行している路線につきましては西鉄のほうからデータ提供が可能な部分もあるというふうに聞いておりますので、最終的にどの路線に対して、どの日数調査するのかというところについては、西鉄からどのようなデータを提供してもらえるかというところを踏まえて今後調整してまいりたいと考えております。

○委員（山本加奈子君） 調査員等は。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 調査員につきましては、申し訳ございません、路線数がまだ確定しておりませんので何とも申し上げにくいところでございますが、基本的には、始発から最終までその路線に乗り込んでいただいて実態を調査するというスタイルを今想定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 地域公共交通計画策定ということは分かりましたが、国がそういうふうに法改正を行った流れの中でこれをつくっていきますと。そうすると、改めて市民ニーズを把握するためというふうに、また懇談会やったりアンケートやったりということなんですが、所管する課として、今の筑紫野市の地域公共交通の実情をどんなふうに理解しているか、何が問題で何が課題になっているか、そしてこの地域公共交通計画を策定するときに、そういう問題を解決しようとしているのか、それはそれというふうにするの

かでは随分違うと思うので、本当の意味で今実情をどんな把握をされていて、そして何が課題になっているというふうに認識をされていて、それを審議会なり懇談会があるときにはたたき台として所管のほうから、私どもはこんなふうに思っておりますので皆さんのほうから御意見をいただきながら充実した実態調査なり市民ニーズを把握してもらいたいというぐらい言わないと。

それは言いたいことあったら言うてみろと言うとどうなるかという、あなたたちが心配している本当に交通弱者という人たちは、そこにはなかなか参加しにくい人たちで、届かない人たちですね。インターネットのアンケートなどといったら、「はあ」と言う人たちです。だから私は本当に、誰がその調査に当たるんですかという、本当によくよく考えていただきたいと思うんですね。

それから、今は、この計画とは関係ないですけど、障がい者のパス券、バスに乗るとカシオンカシオンとやるやつを、よその地域はもう配布し始めていますよ、券はね。九州だけが遅れているんですけど、そういうことも出てくるわけですよ。そういう人たちの利用だとかそういうことも考えて、いろいろとこれ策定をしていかなければいけないので、そういう意味でもとても重要な筑紫野市のまちづくりの根幹に関わる場所ですから、ぜひ今の実情や現状、課題についてどう思っておられるかだけは、もう少し聞かせていただければなど。

そして、この地域公共交通計画策定によって何を解決しようとしているのかと。そのためにこれは、まあ事業ですからあまりお金はかかってないと思うんですけど、でも予算をかけてこういう調査を行います、こういう計画をこういう人たちと議論をしてつくっていきますというふうに話を進めていただくと分かりやすいんですね、私たちからすると。お願いします。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、上村委員から御質問いただきました、まず市として認識をしている課題についてでございますが、市が課題として認識しておりますのは、やはり高齢化の進展に伴いまして運転免許証を返納する方が増加をするなど、以前にも増して高齢者をはじめとした皆さんの交通ニーズ、需要が高まっているというふうに認識をしております。そのため、今回懇談会などを通して、今現在における地域の実情というものもしっかり把握をして、それを打開する方策をまずは練り上げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、課題としてもう1点でございますけれども、交通に関するニーズは高まっておりますけれども、実情といたしまして特に西鉄が運行しております路線バスで顕著でございますが、公共交通に関しては利用者が大幅に減少傾向にあるという状況でございます。どうしても公共交通を持続可能なものとするためには、市民の皆様に御利用いただくことが不可欠だというふうに考えておりますので、今回懇談会を通しまして、まずは地域の課題を率直に伺うということ、そして、私どものほうからもこの公共交通が今非常に厳しい状況にあるということを御説明を申し上げて、そういう課題認識の下で最適な在り方の方向性を導き出し、計画に盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

詳細な事業等につきましては、地域の皆様の御意見を踏まえて、それに即した形で今後検討してまいるということになってこようかと考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 国の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の第5条の3項3号に、観光の振興に関する施策の連携による事項を定めるよう努めるとか、6項には、地域公共交通計画は、都市計画法、中心市街地の活性化に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律などと基本的な構想との調和が保たれたものでなければならないというふうに明記されておりました。

今回、地域公共交通会議規約の第4条の交通会議の委員、1項から9項までありましたけれども、その委員の中に、観光の振興に関する方とか高齢者、障がい者の方、中心市街地の方の商売されている方とか、そういう方たちが入っているのか、また、そういう方たちの声はどのような形で吸い上げられるのかというのが1点。

もう1点が、この同法5条1項には、地方公共団体は基本方針に基づき国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独でまたは共同して計画を作成するようということがありました、努めるとありました。本市に隣接している太宰府市や小郡市や筑前町との連携とかそういうものは想定しているのか、以上2点お尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、交通会議の委員構成でございますが、高齢者、そして障がい者の皆さんの御意見を代弁していただく方といたしまして、シニアクラブ連合会の代表の方、そして身体障害者福祉協会の代表の方等に御参画をいただいているという

ところでございます。また、地域の実情という観点ではコミュニティ運営協議会の代表の方にも参画をいただいておりますけれども、委員がおっしゃいました観光分野に関しましては今現在、観光業を営まれている方等は含まれておりませんので、その点については今後、運輸局等とまず協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） ちょっと聞こえなかった。はっきり言ってください。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今の段階では、観光に関する方は含まれていないという状況でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） もう1点、隣接した……。2点……。

○委員長（八尋一男君） 山本委員は先ほど質問で言われていたから、執行部からの回答を求めます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 近隣市との連携でございますけれども、当然、筑紫野市内を運行しているバス路線の中には、筑紫野市から太宰府市に向かうバス、そして筑紫野市から大野城市に向かうバス等ございますので、隣接する自治体とは密に協議、連携を図りながら計画の内容を練り上げてまいりたいと考えております。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、何度も。観光のところをぜひちょっと、中心市街地だったり、観光の部分もどうかお声を聞く機会を、どうかコミュニティの中に入れていただくとか、ちょっといろんな検討をしていただければなというふうに思います。すみません、これは意見です。

それと最後に、市のホームページに業務委託の公募型プロポーザル実施の件が公表されていたんですけども、審査結果の通知が5月下旬、契約締結は国の交付金が決定後に契約締結というふうになっていたんですけども、これは聞くことはまだ、聞いて大丈夫なのか、その決まっているのかどうか、これは聞いてもいいですか、大丈夫ですかね。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） プロポーザル自体は、学識経験者等に参画いただきまして、評価をして1者を選定させていただいたという状況でございます。ただ、もろもろの事務手続等がございますので、その辺りの詳細な日付等については、ここは総合的に調整

をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） 観光協会を入れてくださいねという質問については。

○企画政策課長（中尾泰明君） すみません。観光協会につきましては、現状は観光に関する方が含まれておりませんので、取扱いについて九州運輸局等とまずは協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質問を打ち切ります。

所管課入替えのため、しばらく休憩をいたします。1時間以上たちましたので、10分間の休憩を挟んで、11時20分から会議を再開いたします。

---

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

---

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

宗貞部長から御挨拶をいただいて、職員紹介をお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） マイナンバーカードについて御説明申し上げますけども、企画政策部企画政策課のほかに、市民課の職員が参加しておりますので御紹介させていただきます。

市民生活部市民課の課長であります江中でございます。

○市民課長（江中 誠君） 市民課長の江中です。よろしくをお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

それでは、マイナンバーカード情報のひもづけについて、所管課から説明をお願いします。  
中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、マイナンバーカード情報のひもづけについて御説明申し上げます。

まず1点目、公金受取口座の登録に係る不具合事案についてでございます。

（1）本市の現状でございます。本市のマイナポイント手続支援窓口においては、本人確認、口座名義の確認等を徹底しておりますので、別人名義の口座が登録されたという事

案は現時点では発生をしていないところでございます。また、手続支援窓口によらずスマートフォン等により自身で手続を行った市民からの相談、問合せ等においても、該当する事案は確認をされていないという状況でございます。

次に、（２）公金受取口座の登録内容の確認方法でございます。公金受取口座の登録内容につきましては、マイナポータル——ウェブサイトやスマホアプリ、または市に設置しておりますマイナポイント手続支援窓口において確認することができるようになっております。

下の図でございますが、マイナポータルの画面を表示させていただいております。公金受取口座の登録・変更というメニューが左側にございまして、ここを選択していただきますと、口座情報の登録状況ということで、現時点で登録をしている口座の情報を確認することができるという状況でございます。

公金受取口座につきましては以上でございますが、マイナンバーに関しましては、調査事項であります公金受取口座以外の取組についても様々報道等がなされておりますので、本市の現状について御報告をさせていただきたいと考えております。

まず１点目、コンビニ交付の誤発行でございます。横浜市、川崎市等で発生した、別人の住民票、印鑑証明が発行されるという事象でございます。こちらにつきましては、本市のシステムを調査いたしましたところ、本市では横浜市などとは異なる仕様を用いておりますので、横浜市、川崎市等と同様の不具合は起こり得ないということを確認しているところでございます。

次に、最近になって報道されるようになりました健康保険証の登録誤りでございます。別人の保険証情報が登録をされ、健康保険証として使えないという事象でございますが、こちらも現時点においては該当する事案は認められていないという状況でございます。

そして、先ほど御説明申し上げました公金受取口座の登録に関しましても、今のところ該当するような事案は認められていないという状況でございます。

そのため、個人情報の漏えい等のおそれがある重大な事案は、現時点では本市では認められていないというところでございます。

ただ、一方ででございますけれども、マイナンバーカードの交付、そして健康保険証の登録、公金受取口座の登録の後に行う、マイナポイントの登録手続、ポイントを付与する手続の過程において１件不具合が生じておりますので、その点について御報告を申し上げたいと思います。

内容といたしましては、公金受取口座等の手続が完了した後でございますが、マイナポイントの登録手続を行う際に途中で処理を中断してしまったことにより、ポイントがうまくひもづかなかったという事象が発生をしているところでございます。

この事象につきましては令和4年8月に事象が発覚いたしまして、市といたしましては直ちに国に報告をし、対応を協議したところでございます。現在はちょっと状況が変わってきているようでございますが、市が報告、協議を行った時点におきましては、国としてこの事案に対応することは困難という回答しか得られなかったという状況でございます。一方、市民が不利益を被ることは避けないといけないという事情もございましたので、市が一時的にポイント相当額を市民に立て替えるような形で負担をし、その費用を今現在国に求めているという状況でございます。

このような同様の事象でございますが、令和5年6月9日現在で全国133自治体で173件発生をしているということでございますので、申し訳ございません、御承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

資料に戻りまして、2点目、資料要求事項についてでございます。

まず、(1)マイナンバーカードの申請状況と交付状況、令和5年5月現在の筑紫野市の数字でございます。申請件数につきましては約8万2,000件、78%、そして交付件数につきましては約7万5,000件、71.5%となっているところでございます。

次に、(2)公金受取口座の登録状況でございます。令和5年6月8日現在の、こちらは市の数字というものが把握できておりませんので全国の値となりますが、全国で約5,600万人が登録をされているという状況でございます。住基人口のおおよそ44.7%に相当する数ということでございます。

続きまして、(3)マイナンバーカードの保険証利用の申込み状況でございます。こちらも全国の値でございますが、約6,010万人が登録手続を終えているという状況でございます。割合といたしましては47.7%に相当するということでございます。

次にページをめくっていただきまして、(4)住民票の写し等のコンビニ交付件数でございます。こちらは令和4年度の筑紫野市の実績でございます。

まず住民票の写しにつきましては、総発行数4万9,600枚に対し、コンビニ交付サービスで発行されたものが7,457枚となっております。発行割合といたしましては約15%、令和3年度が約7.4%でございましたので大幅に増加をしているという状況でございます。

また、下段の印鑑登録証明書、所得課税証明書につきましても、令和4年度大幅に発行



件数が増加をしているという状況でございます。

報告は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 筑紫野市は大丈夫ですよというふうに聞こえたんですけども、市民の人たちはマスコミでずっと流れてきますので、とても不安とか疑念とかが多いんですよ。どうなるのかな、俺の間違うかなというふうに言われていますので。

筑紫野市は1件だけ何かありましたという話ですけど、その少ない理由が何か、川崎、横浜とはちょっと違う、何が違うんですかという。全国的には一つのあれのはずなので何が違うんじゃないかと思って心配しましたので、それはここが違いますとか、あるいは職員が優秀だからという間違うんですよ、これね。だからシステムが違いますというなら、どこが違うのか、だから安心ですよというふうにするのか、ちょっと分かりにくかったので、ぜひというね。

もう一つあるんです。私、マイナンバーカードを持っていないので、そのうち保険証がひもづけられてしまうと、私一人になったらどうするのかなというね。例えば私一人になりましたと。期限がもうひもづけになっているという。そうすると、私に保険証を取りに来いというふうに市役所からお知らせが来るのかしら。あるいは何もお知らせもないまま、保険証は渡さないということになるのかしら。それを教えてください。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず1点目でございます。横浜市等では事象が発生しているのに筑紫野市ではなぜ大丈夫と言い切れるのかということであろうかと思いますが、究極的なところを申しますと、同じコンビニ交付のサービスでございますが、横浜市と筑紫野市ではコンビニ交付で発行する住民票などを出力するシステムが別のものを入れておりますので、同様の事象は起こらないというふうに捉えております。

横浜市等で誤発行が起きた原因といたしまして、システムの、コンビニから住民票を出力するための処理をする際でございますが、手続をしていた方の情報のみを発行するためのロックが、時間が経過をすると解除されてしまうという仕様を入れていたことが原因だというふうに言われております。本市の場合そのロックを解除するような仕様のシステムを今の段階で使用しておりませんので、横浜市と同様の事象が起こるということは想定さ

れないところでございます。

そして、申し訳ございません、2点目の健康保険証の取扱いでございますけれども、私どもはマイナンバー制度そのものは所管しておりますけれども……。

すみません、2点目について市民生活部のほうから御答弁申し上げたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 江中課長。

○市民課長（江中誠君） 2点目のマイナンバーカードに保険証をひもづけされてない方はどうなるのかということになりますが、今のところ国のほうが、マイナンバーカードを持ってらっしゃらない方につきましては、それに代わる資格確認書を発行するというところで検討されておりますけれども、まだ詳しくそれをどのようにされていくのかということころは、来年の秋にそのようになるということで今国のほうが検討している段階ですので、また国のほうから情報が逐一、皆さんのほうにも入ってきますし、市のほうにも入ってくると思われます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございせんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） ちょっと確認ですけど、公金受取口座の登録内容の確認方法、これ同様に健康保険証のひもづけ内容の確認も、支援窓口でもマイナポータルでもできるというふうに捉えていいですか。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） はい。登録内容につきましては、マイナポータル上で確認をすることができるというふうになっております。

○委員（山本加奈子君） それも大丈夫ですか。

○企画政策課長（中尾泰明君） はい。

○委員長（八尋一男君） ほかにないですか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、何回も申し訳ない。公金受取りの登録状況、全国の方は出ているんですけど、保険証利用の申込み状況、これは市の分は分からないということでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） はい。公金受取口座、そして健康保険証の申込み状況で

ございますけれども、こちらは市町村単位での数字というものが示されておりませんので、現時点で把握できるものが全国の値ということになっております。

以上でございます。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。副委員長ないですか。

上村委員。

○委員（上村和男君） これは強制ではないですよ。断っておきますが、強制ではないですよというね。こういう出し方をされると、申請してないやつが悪いかのように聞こえてしまうと嫌だなど。私、遅れているのかなとかね。決して強制ではないということだけはね。

危ないですよ、本当に強制して行って、ああいう問題が起こっているわけだから。筑紫野市幸い1件しか起こっていませんと言っているけど、大本のところでは起こってしまうかもしれないことが十分想定されているので。情報漏えいも、ペンタゴンまで入れますからね。気をつけておかないと、あなたたちの市の所管のあれではなくなっている問題があるかもしれないんですよ。システム上おかしいんじゃないかという議論が起こっているんです、既にね。だからあまり強制のように。協力してくださいと言っているんですけども。協力といたって危ないですよと言われたときに、責任が取れるのかというのが最後の私の質問です。責任取るでしょう、それは、やれと言っているんだから。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 上村委員が冒頭でおっしゃいましたとおり、このマイナンバーカードに関するものについては、現時点で具体的に義務づけ等がなされているものではございません。そして、市としてはやはりどうしても法令、そして国の求め等に応じて普及啓発の取組をせざるを得ないというところはございますが、上村委員が懸念をされていますように、例えば公金受取口座、そして健康保険証等、全国の値は出せませんが、筑紫野市の数字が出せないということは、そのシステムの中身には現状筑紫野市が関与できないという状況でございます。そういう危機感をしっかり持ちながら、市民に不利益を与えることがないように、可能な範囲でしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 私から1件ですけど、健康保険証は75歳以上になると後期高齢

者へ変わりますが、これはマイナンバーカードになっても自動的に変わりますかね。

江中課長。

○市民課長（江中 誠君） マイナンバーカードとひもづけをされれば、後期高齢者医療証がひもづけされる形になります。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これで質疑を打ち切ります。

江中課長は退席されますので、しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前11時37分

再開 午前11時37分

---

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、筑紫女学園大学及び明治安田生命保険相互会社との連携協定の状況について、所管課から説明をお願いします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、筑紫女学園大学及び明治安田生命保険相互会社との連携協定について御説明申し上げます。

まず1点目、筑紫女学園大学との包括連携協定についてでございます。

（1）経過でございますが、大学から連携協定締結の提案を受けたことを契機に、市及び大学で詳細を協議、調整し、平成30年8月に包括連携協定を締結したというものでございます。

次に、（2）連携協定の内容でございます。内容といたしましては、地域の文化及び産業の振興に関する事、教育及び人材の育成に関する事、地域コミュニティの発展及びまちづくりに関する事、地域住民の健康及び福祉に関する事、その他協定の目的を達成するための事項という5項目について、連携、協力を図ることとしております。

次に（3）連携協定に基づく主な取組として、代表的な事例を御紹介したいと思います。

まず一番左でございますが、フードドライブの実施でございます。食品ロスの削減のた

め、家庭で不要となった食品を御寄附いただき有効活用するフードドライブという取組を、筑女の学生さんたちと昨年度実施をさせていただいたところでございます。

次に、真ん中でございます。議員の皆様も御臨席賜ったかと思いますが、市制施行50周年記念式典に際しまして、筑紫女学園大学書道部の皆さんに記念アトラクションを御披露いただいたというところでございます。

次に一番右側、総合計画のワークショップでございます。総合計画を策定するに当たり、多くの皆さんから御意見を伺うため、今、各地域等で懇談会、ワークショップを開催しておりますが、筑紫女学園大学にも御協力をいただき、高校生、大学生向けのワークショップなどを開催したというところでございます。

以上のような形で、筑紫女学園大学とは様々な分野で様々な取組を行っているという状況でございます。

次に2点目、明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定についてでございます。

(1) 経過でございますが、同社から連携協定締結の提案を受けたことを契機に、市及び同社で詳細を協議、調整し、令和4年12月に健康増進に関する連携協定を締結したというものでございます。

(2) 連携協定の内容でございますが、各種健康診査、健診等の受診勧奨に関すること、市が行う健康づくりに関する取組及び啓発活動に関すること、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること、その他の前3号に不随することという4項目について、連携、協力を図ることとしているものでございます。

ページをめくっていただきまして、(3) 具体的な取組でございます。

まず、左側、公民館等における講座でございます。各地域の公民館などを会場として、市民の健康増進、福祉の充実のための講座などを、明治安田生命さんと共に開催をすることとしております。現時点で令和5年度中に10回程度開催することを計画しているというところでございます。

次に、右側でございます。血管年齢測定等の健康増進イベントでございます。明治安田生命が所有する専門機材などを活用して、血管年齢測定などの市民の健康増進のための教室、イベントなどを開催することを現在計画をしているところでございます。

このような形で市民の健康増進に関する取組を、市と企業とが連携をして進めてまいりたいというものでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。  
山本委員。

○委員（山本加奈子君） 私もこの明治安田生命さんに関してはホームページで知ったんですけれども、こういう、例えば公民館、区長さんたちとか自治会長さんがこういうのをしたいと思ったときに、知らないと頼めないと思うんですけど、どんなふうに周知をして、区長、自治会長さんたちがどのように申し込めばいいとかいうようなことは皆さん御存じなんでしょうか。例えばコミュニティの会長さんも何年かに一遍替わったりしますし、情報を知っているかどうか、どんな周知をしているのかお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） こういう講座開催の情報につきましては、本市生涯学習課から各公民館、自公連のほうに情報提供いたしまして、希望を募っているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 地域の大学と連携するとよく聞いて、それでうまくいっている事例などを勉強させてもらったりしたこともあったので、そういうことなんだねというふうに思ったりするんですけど、明治安田生命と連携協定を結ぶというのは、これはどういうことで結ぶようになっているのか、ほかは言ってこなかったのかね。

民間の会社ですから、大学とはちょっと違うというふうに思うので。民間の会社ですから、利益を求める会社、企業で、ここと市役所が連携協定を結ぶというのはどういうことなんですかという。それは何か全国的にもそういう事例もあるんだろうと思うんですけど、どういうことを根拠に結んでいるのかと。

そしてこれは、行政としてはこのいろんな民間の力を生かして、健康推進とかいろいろなるとしても、逆に言うと、明治安田生命は行政と連携することで筑紫野市で商売というか利益を上げるようなことを考えているのかしらというね。

そういう意味でこれはどういう意味で連携をされているのか。そういう利益を求める企業にとって行政というのと連携協定を結ぶんですかと。何の違和感も感じなかったんですか。私などはちょっとふと思ったりするものですから、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 上村委員が御懸念をされるのもごもっともかと思いますが、明治安田生命保険相互会社との協定の経過のところにも記載をさせていただいておりますが、今回の協定の締結に当たりましては、相手方、企業のほうから協定締結の提案を受けたというところがまずきっかけとなっているところでございます。

ただ、民間企業から求められれば何でもかんでも市が協定とか連携とかの申出を受けるということにはなりませんので、委員が御懸念をされるように、市といたしましては、企業と連携することによって市民のためにどういったことができるようになるのか。例えば明治安田生命さんであれば、市が持っていないような専門機材を使って市民の健康のための取組を行うことができるようになるという、互いの長所を生かした取組が展開できるというふうに見込まれましたので協定締結に至ったというところでございます。

様々な企業からこういう申出等が出てこようかと思えますけれども、私ども、こういう検討を進めるに当たりましては、市民にとってどういったメリット、市民サービスの向上につなげていけるのかという視点は欠かすことなく、本市にとって最適な手法をその都度その都度取ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませぬか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 民間企業は利益を上げることが目的なんですよ。そこと提携を結ぶ、連携するというのは、どういうことかということが説明できるようでないといけないですよ。向こうから申出があつて協議をして締結することにしました、ほかもあるかもしれないという、全部申入れがあれば協議をして全部やるつもりなんですか。

いや、私が一番懸念しているのは、企業というか民間企業というのは利益を求めなければいけないことになっているんですよ。株主総会で利益を上げないといったら、何やっているんだといって、社長が首になる世界ですよ。そういう企業と連携をするというのはどうということかというふうには私は思っているんで、そういうことを押しとどめるような協定の内容になっていますとか、何か説明があつたほうがいいんじゃないの。

誰でもなれるんだったら私だって協定結びたいといって、どこか、言いにくいので言いませんが、近くのアイスクリーム屋さんが、地場であるのでそこが協定結びましょうといって結ぶのかと。地域の活性化につながるから協定結んでアイスクリームを学校で配れといって食べさせてもおかしくないわけですよ。いやいや、それは例えばですからね。そう

ということはないのかと。何で明治安田生命なのかと。申込みがありましたからというだけじゃあ、ちょっと分かりにくいね。いや、これはちょっとした勉強会ですから聞いているので。

まさか何かいいことが、所管のところにいいつぶやきとかささやきとかはないですよ、きつとね。疑ってしまうと、そういうことが出てくるんですよ。いいですか、利益を上げるための会社が、公的な市役所と連携協定を結ぶというのは。大学は目的がちゃんとありますからね。民間企業というのは利益を上げることが目的ですから、それは上げられないような協定は結ばないですよ。それ承知の上でやっているんですねと。

よそこにもあるんですかね、そういうのがね。

○委員長（八尋一男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、企業と自治体が協定等を結んで共同で事業を行う事例ということでございますけれども、今、一般の企業においても社会貢献活動などが強く求められるようになっておりますので、事例としては多く見受けられるところでございます。

また、委員が御懸念をされるような、協定等が悪用されるおそれがあるのかというところでございますけれども、今回連携協定の内容の部分で、市が行う健康診査であつたり健康づくりに関する啓発、そして市民サービスの向上というような形で、一定協定の目的というものははっきりさせておりますので、これに便乗して企業が営利活動にどんどん乗り込んでくるということは、この協定を基にしてというのは想定をされないのかなというふうに考えているところでございます。

ただ一方で、上村委員がおっしゃいましたとおり、じゃあ企業から申込みがあればどこでも協定をするのかというところにつきましては、やはり協定を結ぶことによって市民の皆さんへの市民サービスがどのように向上を図れるのかというところに重きを置きながら、しっかりと精査をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） もう最後ですが、協定書の写しが配付できるんだったら、資料として頂けないでしょうかね。何を約束しているのかね、お互い。いいですか。これ内容と項目だけじゃなくて何を約束したのかと、協定ですからね。それを提出していただだけませんかね。



- 委員長（八尋一男君） 中尾課長。
- 企画政策課長（中尾泰明君） 後ほど御用意いたします。
- 委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

以上で質問を打ち切ります。

所管課入替えのため、しばらく休憩をいたします。

---

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

---

- 委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

所管課が入れ替わっておりますので、宗貞部長から御紹介をお願いいたします。

部長。

- 企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策部、引き続き人事課のほうから、特定事業主行動計画について御説明申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

人事課、課長の永田でございます。

- 人事課長（永田貴也君） 永田です。よろしくお願ひいたします。
- 企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課、人事担当係長の中村でございます。
- 人事担当係長（中村淳二君） 中村です。よろしくお願ひします。
- 企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願ひいたします。
- 委員長（八尋一男君） それでは御報告をお願いします。

課長。

- 人事課長（永田貴也君） それでは、事前に御提出をしております資料に沿いまして御説明をさせていただきます。筑紫野市特定事業主行動計画の進捗状況についてという資料を御覧ください。

まず、1ページでございます。計画概要を簡潔にまとめておりますので御説明をさせていただきます。

- 委員長（八尋一男君） 課長、簡単をお願いします。全部読む必要ありません。
- 人事課長（永田貴也君） はい、かしこまりました。

計画策定の目的でございますが、全職員が育児、介護その他の家庭生活において家族の

一員として役割を果たしつつ、生き生きと活躍できる職場の実現を目指し、仕事と家庭の円滑かつ継続的な両立が可能となることを目的に策定をしておるところでございます。

また、具体的な数値目標を設定いたしまして目標達成への行動計画を定めており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の指針となる計画でございます。

次に計画期間でございますが、令和2年度から令和6年度までの5年間となっております。

それから、計画主体でございます。筑紫野市長や筑紫野市議会の議長をはじめ、それぞれの組織の任命権者の連名で計画の策定がされたものでございます。

次に、主な行動計画を記載しております。まず1点目でございますが、妊娠中及び出産後の職員に対する配慮に関してでございます。具体的には、深夜勤務、時間外勤務の制限、それから、健康診査及び保健指導のための職務専念義務の免除、通勤の緩和制度、それから、出産費用についての経済的な支援措置、産前産後休暇などの妊娠期から育児期までの休暇制度の制度化というところをそれぞれ行っているところでございます。

次に2点目でございますが、男性の子育て目的の休暇等の取得の促進に関してでございます。具体的には、配偶者出産補助休暇、それから育児参加休暇、育児休業、部分休業などの各種休暇・休業制度の制度化をしておるところでございます。

次に3点目でございますが、育児休業、介護休業等を取得しやすい環境の整備に関してでございます。制度の周知や情報提供を行いながら、休業を取得しやすい雰囲気づくりを行い、職場の意識改革を進めているところでございます。また、実際に育児休業、介護休業を取得した職員に対するフォローや代替職員の確保にも取り組むこととしております。

次に資料の2ページでございますが、4点目の時間外勤務の適正化についてでございます。小学校就学前の子を養育する職員の深夜勤務、時間外勤務の制限や、ノー残業日の徹底、職員全体で時間外勤務の適正化に取り組むための意識改革、勤務時間管理の徹底などに取り組むこととしております。

次に5点目でございますが、休暇の取得促進でございます。年次有給休暇や連続休暇の取得促進のための取組を行うとともに、子の看護のための特別休暇、学校行事への参加のための休暇、短期介護休暇等の制度化をしておるところでございます。

続いて、数値目標と、それに対する達成状況でございますが、計画の中で定めている目標値と令和4年度の実績を記載しております。職員1人当たりの時間外勤務、職員1人当たりの年次有給休暇の取得日数、男性職員の育児休業の取得率、男性職員の育児参加休暇

の取得率については目標値を達成しており、男性職員の配偶者出産休暇の取得率が目標を下回っているという状況でございます。

それから、資料の2ページから3ページにかけて、数値目標の達成のための具体的な取組の内容を挙げさせていただいております。

まず1点目として、時間外勤務の適正化についてでございますが、部門ごとに時間外勤務の状況を把握し、状況に応じ要因分析や改善策の検討を行うこと、また、管理職による業務量の平準化や勤務時間管理の徹底をする取組、ノー残業日の周知徹底の呼びかけ、時間外勤務が60時間を超えた職員への産業医による健康確認、業務量平準化や協力体制の見直しなどの取組を行っております。

次に2点目でございますが、年次有給休暇の取得促進については、業務予定の早期周知と共有による休暇を取得しやすい職場雰囲気づくり、計画的な連続休暇が取得できるような職場の相互応援体制づくり、管理職による休暇取得状況の把握と取得の働きかけ、連続した休暇の取得を促す取組などを行っております。

次に3点目でございます。男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進については、制度周知による職員の意識改革、育児休業等を取得した職員の体験談を全職員に周知する取組、手引書の配付、個別事情にも配慮した相談体制の整備、それから、対象職員への働きかけ、休業した職員の代替職員の配置などの取組を行っております。

最後になりますが、別の資料になります。例年7月に公表しております本計画に関連する数値の令和4年度の実績をお示ししております。本日別にお配りしております筑紫野市特定事業主行動計画令和4年度実績という資料を御覧ください。

新規採用職員の男女の内訳、それから、管理職のうち女性職員の占める割合、育児休業の取得状況など、令和4年度の実績を含め過去5年間の推移を記載しておりますので、こちらの内容で今後公表させていただきたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

質疑のある方はございませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 資料等ありがとうございます。

最初に説明いただいた資料の中で、2ページですけど、男性職員の育児休業取得率等、目標とかは達成しているとは思んですけど、取らない理由などの聞き取りをされている

のかというのが1点と、3ページの(3)の②育児休業の制度及び育児休業を取得した男性職員の体験談を全職員に周知するとなっているんですけど、これはどのような形で、書面で周知しているのかという2点をお尋ねします。

○委員長(八尋一男君) 永田課長。

○人事課長(永田貴也君) まず1点目でございますが、男性職員の育児休業を取らなかった理由についてです。一番多いところとして2点挙げさせていただきたいと思いますが、まず収入の問題、経済的な理由というところで、男性職員に限らず育児休業取得した職員については給料が無給になります。その代わりに共済組合のほうから育児休業に係る手当というところで、おおむね月額給料の3分の2程度が手当金として支給されることとなりますが、社会保険料の免除等の制度もございますが、一定の収入の目減りというのが発生いたしますので、そこを避けたいという職員がいるというところで。

それから、もう1点が業務との都合というところになります。なかなかまとめて休みを取りづらいとか、今持っている仕事の進捗、今後の予定等も考えたところで、なかなかちょっと難しいんじゃないかなというふうに判断する職員もいるというところでございます。

これに関しては、人事課のほうの対応といたしましても、育児休業を取得できる期間というのは、子どもさんが3歳になるまでは取得できますので、今すぐに取れないにしても、どこかのタイミングで取れないとか、業務との調整をしながら取れる時期を検討してほしいというような形で対応させていただいているところでございます。

2点目の体験談の周知方法については、それぞれ取得した職員から体験談、取得して感じたことを、業務への影響も含めてですね。大半の職員が取得してよかったというところで感想を述べていただいているんですけども、業務のほうも協力体制を職場でつくっていただいて対応することができたとかというような中身が多いんですが、それをペーパーにまとめさせていただいて、全職員が共有している情報システムがございますので、そこに掲載をして随時更新をしていっているという状況でございます。一定期間、半年に一度ほどにはなるんですけども、更新をしていますので御覧くださいみたいな個別メール配信とかというところまで取組をさせていただいているところで。

以上です。

○委員(山本加奈子君) ありがとうございます。

○委員長(八尋一男君) ありがとうございます。

ほかにございませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 男性職員の子育てという育児休業制度というのは今お話があったんですけども、どうしても男性職員というのは、取るとマイナスになるんじゃないかと、今後の自分の昇格、昇給に対して。同年齢の方にちょっと遅れを取るんじゃないかとかという、ちょっとそのマイナスのイメージが付きまとっていると思うんですよ。私もつい最近までサラリーマンでしたからそうでしたけど、そういった負のイメージの払拭というのについて、どういうふうに取り組まれていこうと思っておられますか。

○委員長（八尋一男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 男性職員が育児休業を取得することでのマイナスな影響という趣旨だとは思いますが、実情といたしまして、男性職員が育児休業を取ったからといって、その後の昇格、昇給に影響するような取扱いは全くしておりませんし、そういうことはないというところでの周知も行わせていただいております。継続的にそういう職員の意識、あと職場の意識改革というところに取り組む中で、そういうマイナス影響は全くないんだということについては継続的に周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員（佐々木忠孝君） 分かりました。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 2022年の10月1日に施行された育児・介護休業法の改正の内容の中に、出生児育児休業、産後パパ育休の創設があったと思うんですけど、分割して取れるとか2回に分けて取れるとかというのがこの行動計画の中にはまだ反映はされていないけど、取っている人もいるというふうに思っていてよろしいのでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 山本委員のおっしゃるとおりでございます。こちらの計画策定時点での制度については計画には反映しておりますが、その後に条例改正等で改正された制度の中身につきましてはこの計画に反映しておりません。今後、次期計画を策定する際には当然ながら反映をさせていくという形にはなりますが、御指摘いただいている昨年の10月1日施行の分は、条例改正もさせていただいておりますので、分割して取れるようになっておりますし、回数の制限も緩和されております。昨年度の条例改正の対応とさせていただきますので、それが全て反映された、取得できる環境にはなっているという

御理解でよろしいかと考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） こういう制度もいろいろありますが、極端な言い方すると、休みが取れないなんて職員の定数そのものが足りないんじゃないかというのが私は根本にあります。こういう子育ての関係、それから定年延長もありますよね。それから再任用の問題、そして今全部、この子育てなんかも含めて非正規で対応されておるという現状、こういうものがあるから、できない、取れない、そういうものが根本にあるんじゃないか。職員の意識改革、これはやっぱり今社会全体が取り組まないといかん問題、行政として率先してそういうもの含めて、非正規の問題も取り組むべきじゃないかなというふうに思います。

それから、報道で、新聞でちょっと私見たんですが、大野城市が6月議会で定数条例の関係を将来を見据えて、10年20年ですか、見据えた定数条例を提案されていましたよね、私、内容はよく分かりませんが。そういうもの含めてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 職員定数についての考え方という御質問だろうと思います。職員定数につきましては、これまでも様々な定数の見直し、職員数の増減というのはあっておりますが、基本的には必要最低限、できるだけ職員数を増やさないという形で取組のほうを継続的にさせていただいております。

これは、平成17年度だったかと思いますが、財政計画を策定した際に、職員数を削減していこうと、見直していこうと、できるだけ職員数を増やしていかないようにしようというところで、財政健全化の取組の中で基本的な考え方をまとめさせていただいて、引き続き継続的に取組をさせていただいているという中身になります。

しかしながら一方で、高原委員おっしゃるとおり、職員数の問題については、多様化する行政需要の問題、様々な行政へのニーズというのが多岐にわたってきておりますので、じゃあ現行の職員数のままでこれから先もいくのかということにつきましては、今後の事業の展開、それから、市民ニーズがどう変わっていくのかというところをしっかり見極めながら、現行の人数にこだわらず必要な職員数を確保していきたいというところで、今後につきましても進めさせていただきたいと思います。

一方で、増やせばいいということでもないかと思しますので、何をしていくのかというところで、必要に応じて検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今言われました、平成17年、その計画のときと今とはもう全然状況が変わっているんですね。財政状況そのものも変わっていますね、そのときとは。あのときはもう財政赤字でという状況の中の計画でしたが、今はもう社会全部が変わっている、筑紫野市も変わっている。財政の状況もその当時とはもう全然違いますよ。

そういうものも含めて、真剣に、今言われます職員定数は増やさないという部分、市民の賛成が得られるか得られないかという問題もありましようけど、そこのところはしっかり考えていただきたいというふうに思っております。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） そもそも職員定数というのは、ちゃんとしておかなくてはいけないことじゃないんですか。職員定数は筑紫野市はこれだけですよというものはあるはずですから、財政の事情があって、健全化の中で少しくやっって頑張っていきましょうということを進めてきたとしても、定数自身は増やさないようにしようとか。定数は定数であるわけですから、それをなぜ守らないのかという、なぜそれはちゃんとしていないんですかと聞かれたときに、どう答えるのかと。それは財政が厳しいからですよと答えてしまうと、その定数で交付税も来ているはずですからとか言われかねないでしょう。ですから、定数はそんなにどうのこうのという、あまり都合がよくないですよ。

ついでに言ってしまうと、これ人数が少ないと、職員を研修に行かせたりするのが難しいでしょう。一人か二人でも3か月間でも自治大学に行っておいでというような研修は。自治大学の負担金は払っているんですよ、筑紫野市はきつとね、予算の中にありましたので。ところが、ここ数年、自治大学に行った人はいるんですかと聞くと、いないでしょう。それくらい行けないような状況があるかもしれないですよ。

しかし、市長が施政方針で言っていますが、変わっていく時代の中で、職員だけは変わらんままでぼうっとしていいわけじゃなくて、職員も議員も一緒になって勉強して、きちっと時代に対応できるような、筑紫野市をつくり上げていこうじゃないかという話になるんでしょう。検討していますというだけじゃあ済まなくなっているわけですよ、もう。だから、人事を担当するところはそういうことも含めてきちっとしていただかない

と。具合の悪い職員がずっと出てきているのも事実でしょうから、少し定数も含めてちゃんとしましょうよというね。

こういう行動計画もまたいいですけども、じゃあこの行動計画をつくったその当時にあった問題意識や実情からこういうふうに変更してきましたというのものもあるかもしれませんが、相変わらずだなということもあるかもしれませんので、私は、きちっと総括をして、高原委員も言われているようにもう少し状況が変わってきている下で、筑紫野市の職員のスキルアップなり対応力をつけられるように。

あなたのところが所管しているはずですから。何もなしにおまえら能力を上げろといっても上がりませんのでね。能力が身につく経験をする、いろんな人と交流して知識を得る、勉強に行って本当に情報をきちっと得られるような、そういう一段二段ステップアップしていくような職員をつくらなければいけない。それはあなたの仕事だと思うんですよ。昔は人を減らして金残せという話だったでしょうけど、少し考えを変えないと。そうしないと金の集まってくるような筑紫野市にもならないですよ。

ぜひそういう意味で、この話は悪いことじゃありませんが、総括した話を1回してください。以前あった状況はこうなってこうなってよくなりました、これ全く変わりませんか。何かよくなったことがないと、こんな計画を立てて、もう6年目になるんですか、今度は。5年目ですか、この計画自身は。もっと前からか。

○委員長（八尋一男君） いや、令和2年ですから。

○委員（上村和男君） 令和2年から。

○委員長（八尋一男君） はい。

○委員（上村和男君） 大概になるだろう。そして遅々として進まないのか進んでいるのかね。令和2年からだから3年か。

○委員長（八尋一男君） そうですね。

○委員（上村和男君） そうしたらちょうど中間点ぐらいだから総括してみたらどうかという。ぜひ、もうここまで来ると小手先では済まないようなところへ来ていると思うので。何か言うでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 上村委員おっしゃることについてでございますが、時代の変化に対応していけるような人材の育成、そういった職員のレベルアップに対応するためには、現在の職員数の余裕があるのかというところの御指摘も貴重な御意見としていただき



ましたので、そういった御指摘をきちんと受け止めながら、多様化する時代の変化、目まぐるしく変わる社会情勢の変化というところへもきちんと対応して、さらにそれを市民サービスの向上につなげていくというのが私たちの役割でもございますので、きちんと御期待に応えられるような職員の育成には、人事課としても取り組んでいきたいと考えております。

1点だけ訂正でございますが、先ほど自治大学校のお話が出たと思います。こちらの負担金につきましては、自治大へ派遣した際にしか発生しないものでございまして、決して派遣をしなくても発生するというものではございませんので、費用が無駄になっているということではないという御理解はいただければと思います。

また、職員数について、あと、こちらの特定事業主行動計画についての内容につきましても、職員数の問題と一体となって、目標達成に向けての動き、それから次期計画の策定についても今後着手してまいりますので、その中で、職員の働き方、働きやすい職場への職場改革、それから、より効率性のある業務の在り方ということも含めて今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

各委員からは、職員の健康状態も含めて、やりがいがある職場をつくってほしいということ踏まえて言っていると思います。ただ一方、世の中は、IoTやICTやAIであるChatGPT、いろいろそういうのが今、世の中の変化です。だから人に代わるものがあれば、それはそれなりに人に代わってこういうふうにして効率化を図りましたよということが必要でなかろうかと思っておりますので、その辺も踏まえて御検討いただきたいなと思います。

以上で本日の議事は終了いたします。ありがとうございます。

危機管理課から追加資料がございます。これでよろしいですね。

これもちまして、総務市民常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

閉会 午後0時21分